

## 公益財団法人 公益法人協会 第36回理事会議事録

1 開催された日時 平成28年6月9日(木) 16時～18時

2 開催された場所 主婦会館 3階 主婦連会議室

3 理事総数及び定足数

総数 15名、定足数 8名

4 出席理事数 13名

(出席) 太田達男、金沢俊弘、鈴木勝治、浦上節子、片山正夫、高宮洋一、田中 皓、  
長瀧重信、橋本大二郎、早瀬 昇、堀田 力、松岡紀雄、山岡義典

(欠席) 岸本幸子、福原義春

(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子、平川純子

5 議 題

決議事項(承認事項)

第1号議案「平成27年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)

第2号議案「平成27年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに  
財産目録の承認」の件(承認事項)

第3号議案「『平成28年熊本地震 草の根支援組織応援基金』配分の際の当協会寄付金額の承認」  
の件(承認事項)

報告事項

- ① 役員等候補選出委員会の審議結果
- ② 「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」に関する被災地視察
- ③ JWL I 国際会議とプレサミット
- ④ 海外連携事業の状況
- ⑤ 公益信託に関するその後の状況
- ⑥ 平成29年度税制改正要望について
- ⑦ 平成28年度 内閣府委託相談会の公募応札
- ⑧ (一財)非営利組織評価センターの状況
- ⑨ 東京都の業務委託について

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○承認事項(決議事項)

第1号議案「平成27年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)

第2号議案「平成27年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認」の件(承認事項)

定時評議員会へ提出する原案を審議する、第1号議案、第2号議案の説明が続けて行われた。

初めに理事長より第1号議案について、平成27年度事業計画にある7つの基本方針の実施状況等の総括につき、次のとおり事業報告があった。

〔事業報告〕

#### ＜基本方針1＞ 一般法人対策

新設法人だけで3万近く、移行法人を加えると4万強の一般法人が存在するが、所轄庁のないこの多種多様な巨大な一般法人群をスクリーニングし、非営利組織の有力な組織として支援・育成していく。

- ・今後の健全な非営利組織育成発展のため、共同事業として日本NPOセンターとの非営利法人格選択の動向に関する調査・研究を行った。
- ・一般法人を含む法人支援策として、関西相談室をリニューアルするなど相談機能の充実を図り、また、非営利法人データベースシステム「NOPODAS」法人情報項目の大幅な増強等を行った。
- ・特活法人、一般法人の組織評価を行う(一財)非営利組織評価センターの設立(28年4月)に伴い、同センターの支援を行うとともに、その評価情報をNOPODASに掲載する。
- ・公益法人制度改革に類似した、社会福祉法人制度の改革につき、その組織運営や会計について支援体制の具体化に向けて検討を開始した。

#### ＜基本方針2＞ 能力開発事業

公益法人制度改革の根幹である法人の団体自治と自立的・自律的経営をめざし、支援・能力開発事業を実施する。

- ・役員の義務と責任、定期提出書類、収支相償、ファンドレイジング、資金運用など公益法人等の自律的経営の根幹にかかわる問題について特別セミナーや講師派遣等により周知徹底を図った他、労務管理やマイナンバー制度に適切に対応すべくセミナーを実施したことも今年度の特色。各種セミナー等開催回数は合計で182回に上った。
- ・『公益法人・一般法人の理事の役割と責任【第2版】』など5点の新刊を発行した。
- ・外部有識者による機関誌「編集委員会」を組成し、27年度は委員会を2回開催、編集方針及び企画案について意見交換を行った。
- ・7月から「経営懇談会」を開催、また、東日本大震災草の根支援組織応援基金配分委員会で知見を述べていただくなど、非常勤役員による一層のご協力をいただいた。

#### ＜基本方針3＞ 提言事業

公益法人・一般法人に係る法制・税制・会計の行政の不適切な対応に対し、適切な提言活動を実施する。

- ・収支相償のあり方については、内閣府に確認のうえセミナーや当協会Webサイト掲載情報で法人に周知を図り、また、事業変更手続の簡素化等に関する要望活動を継続した。
- ・公益信託制度の抜本改革については、長年の要望活動が裏り法務省「公益信託法改正研究

会」が27年4月に発足し、集中議論を経て年末に報告書がまとめられ、今後法制審議会の審議を経て立法化される道筋をつけることができた。

- ・税制改正要望では、公益法人に対する税額控除のP S T要件が緩和されること、奨学団体から貸与型奨学金を得た学生が契約書に貼付する収入印紙について一定の免除措置が図られることの2つの改善が実現した。
- ・また、特に自民・公明両与党へのアプローチを強化して関係構築に務め、税制改正要望の成果につなげた。

#### <基本方針4> 専門委員会

常設の4専門委員会は、構成メンバーを一部再編成（新規募集等）し、従来の事務局主導のテーマ設定を、委員からの実務上の課題を募り問題解決を図るなど、活性化を図っていく。

- ・27年度は、主に税制改正要望に関する税制委員会3回、内閣府公益認定等委員会会計研究会が実施した意見募集等に関する会計委員会2回（うち1回は共催）に留まった。

#### <基本方針5> 調査研究事業

説得力ある政策提言の源は、研究・調査のエビデンスに基づくものであることを念頭に事業を進めるが、それぞれのプロジェクトは極力助成金により資金調達する。

別途、制度面における当協会の知識向上のため基礎研究会（判例研究会等）を設置する。

- ・26年度に実施した「2006年英国チャリティ改革後の変容調査」研究成果を、（公財）トヨタ財団及び（一財）M R Aハウスの助成を受け、弘文堂より書籍として刊行した。また、非営利法人法関連判例及び行政処分等の当否を法律的に専門家が検討するための「非営利法人に関する判例等研究会」を7月に発足させ、28年度の活動に関して（公財）日本財団の助成を受けることが決定した、他。

#### <基本方針6・7> 財務体質の強化・会員対策

会員数の純増、事業収益の拡大、経費の節減及び新たな収益源の開拓を実施し、当協の財務体質を強化する。

- ・各事業及び団体保険制度の相乗的効果により、入会78件（前年度83件）、退会48件（前年度72件）と、退会数の抑制により事業計画どおり純増30件（前年度11件）を達成した。
- ・事業収益は、出版事業が前年比大幅マイナスであったが、セミナー事業が大好調で、全事業収益は前年比3.3%増、3,504千円上回ることはできたが、新たな収益源の開拓までは及ばなかった。また、機関誌の発注時期の改善や印税の見直し等により経費の削減を達成したが、人件費やセミナー会場費等の増加により、経常費用は8,000千円以上増加、結果利益は6,808千円と前年の12,023千円を下回ったものの、前年度に続き予算値を上回る利益を計上、当協会の財務状況を改善することができた。
- ・26年度公益目的事業会計の黒字8,159千円を、特定費用準備資金（事業基盤安定化基金）として積立てた。27年度は公益目的事業会計において収益が費用を上回ることがなかったため、同基金の積み増しは行わないが、一般正味財産残高は平成25年度の49百万円、26年度56百万円、27年度63百万円と、中期計画の目標100百万円達成に向けて着実に改善をみている。

#### <その他> (海外関係活動)

- ・中国公益研究院訪日視察団の受入れ、中国愛徳基金会及び中国 Charity Fair 招待による講師派遣をはじめ、中国関連の交流や米国 Independent Sector 年次総会における日本関連セッションの開催、米日カウンシル本部事務所(ワシントン D.C.)における日本のNPO関係情報資料の常設展示協定の締結など、海外関係活動を活発に実施した。

#### (計算書類等)

続いて、議長の求めに応じて、金沢専務理事より第2号議案について別資料により次のとおり説明があった。説明によると、27年度は経常増減で680万円のプラスであり、2年連続の黒字となった。収支相償第1段階・第2段階はともに赤字、公益目的事業比率90%、財務三基準はクリアしている。お配りした資料では、今回は直接対応費用と配賦費用とに分けて分析を行った。事業を個別にみると、出版事業は大きく収益を下げたが、コストを抑制した結果、単体収支では473万円の黒字である。一方、6,547万円と過去最高の収益を上げたセミナー事業の内訳をみると、約3,000万円が会計セミナーによるものである。次いで制度など特別セミナー、講師派遣等が続くが、講師派遣40回を含めると年間182回に達するセミナー事業のロジスティックスには非常に時間と労力を割いている。同事業は費用の増大により、単体収支では115万円の赤字となった。また、相談室事業の収益及び直接費用のほとんどは、内閣府委託相談会によるものである。機関誌事業の収益は月刊誌の広告料であり、この時世下で健闘しているが数年前の水準に戻すことはかなり難しい。調査研究は民間助成金を獲得するように努め、直接費用ベースで収支トントンに改善するなど、単体事業収支はかなり改善している。なお、事業以外で大きな収益源である年会費・入会金及び一般寄付金は、公益7：法人会計3により配賦を行った。以上であった。

議案説明の後、平川監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第1号議案及び第2号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

- (堀田理事) 移行期間中の見通しでは、移行が完了すればその後の事業の需要が落ちてきて経営が大変ではないかと懸念していたが、移行期が終わっても収入がプラスになっているのは大変素晴らしいことだと思う。セミナーが大きな収入源になっているが、セミナーの中身は何か。移行期には法律の建付けの悪さが見えたが、その改正は途中で難しい。移行が完了したら政策提言、働きかけをする、ということだったが、それは法令を守ってきちんとやれというものなのか、それとも解釈等で補いながらリードしているものなのか、方向性はどうか。行政庁による相談・指導ぶりが逆行しているのではないかと、まじめに良く考えずに解釈して押し付けるような指導がバラバラ始まっている感じを受けるのは由々しいことだ。認定等委員会を監視するという方向性は立てられないと思うが、しっかりと動向を注視し、必要に応じて発言を続けて欲しい。
- (太田理事長) セミナーについては、会計は客観的かつテクニカルな面があり、柔軟な解釈

というようなものは基本的には入らない。一方、例えば定期提出書類を扱う特別セミナーでは、不適切指導に対するモニタリング結果を落とし込んで、解釈によりやりくりしている。収支相償の運用なども、法律は法律として、ガイドライン、FAQそして当初の認定委議事録等に準拠しつつ、でき得る限り柔軟な解釈により説明している、内閣府担当官との交渉を通じて感じ取った、ギリギリの成果だと思っている。その点、変更認定手続に関しては残念ながら今のところ、詰めていく端緒がつかめない状況にある。

(松岡理事) メディア対策では、プレスリリースの発信だけが記されているが、それによってどういう成果が得たかが重要である。非営利セクターが寄付を得る、良い人材を確保するということは、メディアでどういう風に取り上げられているかということにかかっており、メディアの報道ぶりを長期的に分析していく必要がある。長期的、全体を見ながらの戦略が必要である。

(太田理事長) そのとおりで、まだまだメディアに訴える力が足りない。親しい記者は2、3名いるが、ニュース文の発信だけではなく、いわば記者クラブのようにぎっくばらんに話し合える場を設けなければならないと思っている。今までも不適切な報道、例えばNHKの番組「クローズアップ現代」で移行時の解散法人残余財産につき大きな誤解を呼ぶような報道があった際には担当プロデューサーに抗議したし、朝日新聞日曜版に記事の誤りを指摘した際には掲載記事に説明が足りなかった旨、回答が到着した。今後も、メディアが正しく非営利セクターを理解し、しっかりと報道することに向けた努力を続けるつもりである。

(高宮理事) 一般法人対策に関してだが、当協会会員は約1,500、団体としての体力的パワーという点でも足元は厳しい。一つには、4万を超える一般法人の活動分野の解析と対応は非常に難しいと思われるが、どう把握・対応していくのか。また、今後の視野に入れている社会福祉法人をどうするか、志が高いことは必要で、良く理解し評価している。現実的かつ具体的な取り組みの考え方をお聞きしたい。

(太田理事長) ご質問の一つは、千差万別な一般法人をどのように非営利セクターの中で位置づけるかということだと思うが、ホームページや相談室では、一般法人向けの相談を受け付けている。また、法人設立に当たって一般法人かNPO法人かの選択に関する調査をスクリーニングし、定点アンケートも活用しているが、新設一般法人3万は実態がよく分からず、雲をつかむようなところがある。一方、社会福祉法人については東京都が当協会に、新制度に関するセミナーテキストの作成依頼をしてきたり、前回理事会で出席された理事の方からアドバイスをいただいた、社会福祉分野で識者の一人である本間郁子氏にお話を伺ったりして、手掛かりが見えつつある段階である。

(片山理事) 計算書類等の議案説明で、資料を使った収益の分析はとても分かりやすかった。セミナーでは、収益は伸びているものの費用もかさんでいる、とのこと。私が財団で関係している舞台芸術とまさに同じ構造で、生身の人間が主体だからスケールメリットが効かない。一方で、セミナーを開催すればするほど人が集まるという事実は、未開拓の需要がある、ということではないか。初期投資は多少かかるであろうが、メデ

ィアを使った新しいセミナー手法の開発も検討してはいかかが。また、教育システムに会員をリンクさせる仕組みを、検討いただきたい。

(金沢専務理事) セミナー業務は人海戦術に頼っているのが現状だが、明るいニュースとして、会員獲得の入会動機トップに、これまでの相談室や団体保険の利用に代わってセミナー受講を契機とするものが台頭した。セミナーは、公法協のプレゼンスを高めるものである。内容、講師の質については今後も、常に気を配りたい。

審議の結果、第1号議案、第2号議案とも、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第3号議案「『平成28年熊本地震 草の根支援組織応援基金』配分の際の当協会寄付金額の承認」の件(承認事項)

太田理事長より、次の議案説明があった。4月中旬に熊本市周辺から大分県の一部で発生した同地震に関して、理事・監事全員の同意を得て理事会みなし決議により基金を4月20日に立ち上げたが、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの協力もいただき、現在まで募金による寄付申し込みは905万円余に上っている。現地視察に職員1名を派遣したが、現地調査をさらに行った上、できれば9月までに配分先を決定し、次の理事会にてご承認いただきたい。本議案は、配分委員会が決める配分総額に不足が出た際は、公益法人協会から50万円を上限とする寄付金を支出することについて、事前に承認を求めるものである、とのことであった。

第3号議案に関連して、次の意見があった。

(早瀬理事) 東日本大震災は地震と津波による水害であったが、被災された家は水害時のように、皆、状況が同じ。それに対して熊本地震は純粹に地震災害であり、家によって状況がまちまち、個別の対応であることが、両者の大きく異なる点である。また、ボランティアに関して言えば、熊本地震では車による送迎が必要だったが、免許を持たない学生が多く、それがゆえに現場への移動がスムーズに進まなかった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

## ○ 報告事項

### ① 役員等候補選出委員会の審議結果

太田理事長より、5月17日に開催した役員等候補選出委員会の決議内容に係る説明があった。説明によると、本年度に任期の満了を迎える方はおらず、理事の総数15名、監事同3名はいずれも定数の上限である。評議員は総数27名であり、定数の30名に比して3名の追加選任が可能な計算ではあるが、一方では定数下限の20名まで人数に余裕があることから、本年度は補充候補者の推薦を評議員会会長が理事会に依頼することはせず、新たな候補者選任は、一部改選が発生する1年後を待つこととなった。平成29年は評議員の他、監事の一部改選及び理事の全員改選が予定される。以上であった。

### ② 「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」に関する被災地視察

太田理事長より、同基金の残高は6月8日現在586万円で、うち500万円は(公財)松口奨学会の寄付である。したがってこの寄附金500万円から事務費を差し引いた金額は、同奨学会が希望する被災地学生の支援等に充てるが、それを含めてどのように配分するかよく検討したい旨の報告があった。

### ③ J W L I 国際会議とプレサミット

太田理事長より、「社会における女性の活躍」をテーマに米国フィッシュ・ファミリー財団の委託により、当協会が10月に東京で開催する国際シンポジウムに先立ち、7月下旬にプレサミットをやはり都内で開催するのでぜひご参加いただきたい旨、報告及び案内があった。

### ④ 海外連携事業の状況

太田理事長より、4月以降に実施した海外連携事業の報告があった。報告によると、調査部員が4月中旬にロンドンで開催されたNCVO年次大会、次いで同下旬にコロンビアの首都ボゴタで開催されたCIVICUS-AGUNA国際会議に出席した、また、6月下旬には南京で開催される中国愛徳基金会主催のホスピスケア・トレーニングセミナーに同調査部員を派遣する他、ほぼ同じ時期に来日する、中国の代表的シンクタンクで・中国開発機構訪日視察団の受入れ及び日程調整を行う、とのことであった。

### ⑤ 公益信託に関するその後の状況

鈴木専務理事よりまず、法務省が公表した『公益信託法改正研究会報告書』に関して当協会が3月に実施したアンケートの調査結果について説明があった。回答率は25%とこの種のアンケートとしては予想以上の高率であり、とりわけ実務家の方の関心が高かった。続いて同専務理事より、法務省法制審議会信託法部会の第1回目会合が6月7日に開催され、平川監事が臨時委員として出席した旨報告があり、平川監事からは、アンケート調査の結果は大変貴重なものなのでこれを反映した意見を述べたい旨のコメントがあった。

### ⑥ 平成29年度税制改正要望について

金沢専務理事より、政府・政党の動向として従来、同要望はフロー(税額控除の問題等)に関するものが多かったが、主流はストック寄附税制に関するものになりつつある。非営利組織の動向も変化し、各団体に経験や見識を有する方がいる。当協会では今後、英米の資産寄附税制の実態調査を行い、ストック寄附税制に力点を置いた税制改正要望をまとめ、共同提案方式にて推進したい、また、例年よりひと月ほど府省庁による税制改正要望の期限が早まっているので意見のとりまとめを急ぎたい旨、報告があった。

### ⑦ 平成28年度 内閣府委託相談会の公募応札

金沢専務理事より、平成28年度同相談会の入札につき5月下旬に公示され、今回も応募する予定であること、落札すれば7年連続の受託になるが、相談会の開催は27年度と同じく年間18回、うち8回は地方の予定とされている旨、説明があった。

### ⑧ (一財)非営利組織評価センターの状況

太田理事長より5月下旬、ノルウェーのオスローで開催された非営利団体評価に関する国際会議にJCNE((一財)非営利組織評価センター)代表理事として出席、日本の状況について報告したこと、また、JCNEは国際的に後発なので課題も多く、今後の運営には十分留意したい旨の説明があった。

### ⑨ 東京都の業務委託について

金沢専務理事より、東京都から指名による委託を受け、都内約1,040の社会福祉法人を対象として、新しく法定される制度、特に、評議員制度の運営に関するパンフレット及びテキストを制作する旨、改めて報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、18時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成28年7月5日

代表理事 太田 達男

代表理事 金沢 俊弘

監 事 谷村 啓

監 事 中田 ちず子

監 事 平川 純子